



2022年5月17日

各 位

会社名 株式会社イオレ
代表者名 代表取締役社長 富塚 優
(コード：2334、東証グロース)
問合わせ先 執行役員 阪上 祐次
(TEL.050-5840-5675)

(訂正)「定款の一部変更及び本店所在地変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2022年5月13日にお知らせしました、「定款の一部変更及び本店所在地変更に関するお知らせ」の内容に一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

1. 訂正の理由

記載の内容に一部誤りがあることが判明したため、これを訂正するものであります。

2. 訂正の内容

(訂正箇所)

1 ページ「1. 変更理由」(3) を削除するものであります。

2～3 ページ「2. 定款変更の内容」の記載の一部を削除するものであります。

(訂正前) 部分を削除いたします。

1. 変更理由

(3) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会)の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第11条の変更を行うものであります。

なお、この変更は産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社による場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、

経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力を生ずるものとし、その旨を明確にするため、附則を設けるとともに、効力発生後に当該附則を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(招 集)	(招 集)
第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。	第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。
(新設)	2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。
(新設)	(招集に関する経過措置)
	第 2 条 第 11 条 (招集) の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社による場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。

(訂正後)

1. 変更理由

(3) 削除

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。	第 3 条 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ)	

なし提供)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(削除)

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 1 条 変更前定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第 14 条（電子提供措置）の新設は会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条はなお効力を有する。

- 3 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(本店の所在地に関する経過措置)

第 2 条 第 3 条（本店の所在地）の変更は 2022 年 7

月 31 日までに開催される取締役会において
決定する本店移転日をもって効力が生ずる
ものとし、本条は本店移転の効力発生日経過
後、これを削除する。

2. 変更の日程

取締役会決議	2022 年 5 月 13 日
定時株主総会開催日	2022 年 6 月 23 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2022 年 6 月 23 日 (予定)

以上